

## 優良木質建材等認証手数料規程

## 1 趣旨

この規程は、優良木質建材等認証規程(HW-A Q001-2015)(以下「認証規程」という。)第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

## 2 用語の定義

この規程において、表-1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表-1 用語の定義

用語	定義
認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、申請受理後の審査、認証及びサーベイランスに関する費用をすべて含む。 但し、規程第6条第2項第2号に規定する工場実地調査に係る当該工場へ赴く旅費は含んでいない。
新規手数料	申請者が新たな認証番号を取得する場合の認証手数料をいう。
変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。
更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。

## 3 新規及び更新手数料

認証規程第5条第1項及び第2項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表1による。

## 4 変更手数料

認証規程第8条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数は別表2による。

## 5 認証書の再交付料

認証実施要領(HW-A Q003-2018)の第7に規定する認証書の再交付を行う場合の手数は、認証書1枚につき10,000円(税別)とする。

## 6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い

- (1) 認証規程第6条第2項第2号に規定する工場実地調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、別に定めるセンターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者に支払いを求める。
- (2) 認証規程第13条第1項に規定するサーベイランスの品質管理状況調査において、調査員が工場に赴く旅費については、別に定める「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者に支払いを求める。

## 7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料

認証対象品目リストに定められていない品目に関し、新たに認証対象品目として追加することを企業等が要望する場合、センターは追加の適否の検討及び品質性能評価基準制定のための経費について、要望する企業等に別途見積もりにより請求することができる。

(付則)

この規定は平成26年4月1日から施行する。

制定	平成 9年 6月10日	住木技発 9第 75号
改正	平成14年10月 7日	住木技発14第202号
改正	平成16年 6月15日	住木技発16第114号
改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号
改正	平成17年12月 1日	住木技発17第293号
改正	平成18年 6月27日	住木技発18第105号
改正	平成18年11月21日	住木技発18第303号
改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号
改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号
改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号
改正	平成21年12月14日	住木技発21第537号
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号
改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号
改正	平成26年 2月28日	住木認発26第 14号
改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号
改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号
改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号
改正	平成30年11月 1日	住木認発30第182号
改正	令和 元年 8月20日	住木認発第162号

別表1 認証手数料（税別）

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1	高耐久性機械プレカット部材	処理委託・加工1種類	406,800円	356,800円
A-2	高耐久性機械プレカット部材-2	上記以外・加工1種類	350,000円	300,000円
A-3	高耐久性機械プレカット部材-3	処理委託・加工2種類	456,800円	406,800円
		上記以外・加工2種類	400,000円	350,000円
A-4	乾燥処理機械プレカット部材	加工1種類	350,000円	300,000円
		加工2種類	400,000円	350,000円
B-1	保存処理材		396,800円	346,800円
B-2	保存処理材-2			
B-3	屋外製品部材			
B-4	車両用木製防護柵部材	目視等級区分	396,800円	346,800円
		機械等級区分	443,800円	393,800円
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用 たて継ぎ材		599,400円	549,400円
C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材		436,100円	386,100円
C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材-2			
C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材-3			
C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材-4			
C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材-5		458,600円	408,600円
D-1	防腐・防蟻処理合板等	構造用合板1級	443,800円	393,800円
D-2		構造用合板2級	420,300円	370,300円
		普通合板1類	400,800円	350,800円
		普通合板2類	396,300円	346,300円
		構造用単板積層材	469,800円	419,800円
		造作用単板積層材	397,800円	347,800円
E-1	モルタル下地用合板		464,400円	414,400円
E-2	たて継ぎ構造用合板		407,200円	357,200円
F-1	床用3層パネル		385,025円	335,025円
F-2	構造用単板積層板		439,800円	389,800円
F-3	構造用台形ラミナ集成材		367,800円	317,800円
F-4	床下地用台形ラミナ集成パネル		391,000円	341,000円
G-1	防腐・防蟻処理構造用パネル		460,600円	410,600円
G-2	防腐・防蟻処理接着成形軸材		394,600円	344,600円
H-1	接着成形造作用芯材		337,905円	287,905円
H-2	型枠用成形板		368,800円	318,800円
I-1	樹脂処理保存処理材		382,000円	332,000円
I-2	樹脂処理屋外製品部材		366,250円	316,250円

J-1	表層圧密フローリング		339,800 円	289,800 円
K-1	熱処理壁用製材		405,000 円	355,000 円
M-1	収縮抑制処理材	曲げヤング係数の等級区分 を行う仕様を含まない場合	371,000 円	321,000 円
		曲げヤング係数の等級区分 を行う仕様を含む場合	438,000 円	388,000 円
N-1	白華抑制塗装木質建材	屋内用	572,400 円	522,400 円
		屋外用	658,000 円	608,000 円
N-2	耐候性塗装木質建材	耐候形 1 種	559,000 円	509,000 円
		耐候形 2 種	506,000 円	456,000 円
		耐候形 3 種	445,000 円	395,000 円
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 未満の場合	440,300 円	390,300 円
		品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 以上 174mm 未満の場合	494,800 円	444,800 円
Q-1	難燃処理木質建材		640,000 円	450,000 円
X-1	足場板		395,000 円	345,000 円

- 1 申請品の製造工程が 2 工場以上にまたがる場合には、2 工場以降 1 工場につき 60,000 円（税別）を加算する。
- 2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2 件目以降の認証手数料は別表 1 の金額から 100,000 円（税別）を割り引く。
- 3 認証実施要領第 4 の 2 (3) の規定により、工場実地調査を省略する場合においては、認証手数料は別表 1 の金額から 60,000 円（税別）を割り引く。
- 4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場実地調査を兼ねられる場合においては 2 件目以降の認証手数料は別表 1 の金額から 60,000 円（税別）を割り引く。
- 5 機械プレカット部材の金物については、2 つ目の金物から 1 金物 10,000 円（税別）を加算する。

別表 2 変更手数料（税別）

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	10,000 円 (認証書記載事項以外の場合は無料)

2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	80,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	80,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	100,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの（倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る）	200,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	200,000円
ただし、上記の他、別途見積もりによる場合もある。			